

再処理等資金管理業務実施細目

(目的)

第1条 この細目は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「本法人」という。）の再処理等資金管理業務規程（以下「再処理等業務規程」という。）第30条の規定に基づき、再処理等積立金（以下「積立金」という。）に関する業務を円滑かつ確実に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この細目で使用する用語は、再処理等業務規程で使用する用語の例による。

(特定実用発電用原子炉設置者の再処理等に関する計画の把握)

第3条 本法人資金管理業務部再処理等業務課長及び再処理等業務課担当者（以下「業務担当者」という。）は、特定実用発電用原子炉設置者に求めた規則第11条第2項に定める届出書の写しにより、特定実用発電用原子炉設置者の再処理等に関する計画を把握しておかなければならない。

(積立金の積立て)

第4条 再処理等業務規程第9条の請求は、原則として積立金の積立日の10営業日前までに特定実用発電用原子炉設置者に再処理等積立金積立請求書（様式第1）を送付することにより行うものとする。

2 業務担当者は、規則第5条の規定による経済産業大臣からの積立額等の通知をもとに、下記内容を記載した再処理等積立金積立請求書（様式第1）を作成し、理事長の決裁を得たのち、特定実用発電用原子炉設置者へ送付するものとする。また、請求書の内容を再処理等積立金事務処理管理簿（様式第2）に記入して所属上長の検印を受けるとともに、本法人資金管理業務部再処理等資金運用課長及び再処理等資金運用担当者（以下「運用担当者」という。）に再処理等積立金積立請求書（様式第1）の写しを回付するものとする。

- 一 積立日
- 二 積立金額
- 三 積立方法

3 本法人は、特定実用発電用原子炉設置者に対して積立日に積立金を本法人名義の指定預金口座に振り込ませることにより、積み立てを行わせるものとする。

4 業務担当者は、当該入金を確認次第、再処理等積立金積立請求書（様式第1）に基づき再処理等積立金管理簿（様式第3）に必要事項を記入して所属上長の検印を受

けるとともに、稟議書を作成し、理事長の決裁を得たのち、再処理等積立金の積立通知書（様式第4）を特定実用発電用原子炉設置者宛て送付するものとする。

- 5 法第3条第6項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者であった者に対して、積立金として追加して積み立てるべき金額を通知することとなったときは、本条第1項から前項までを準用するものとする。

（積立金の運用）

第5条 運用担当者は、法第14条第1項及び経済産業省告示（平成17年8月24日第217号）に規定する下記の運用方法の範囲において、別表の定めるところにより運用を行うものとする。

一 下記有価証券の保有

イ 国債

ロ 地方債

ハ 特別の法律により設立された法人の発行する債券（二に掲げる債券に該当するものを除く。）

ニ 特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

ホ 社債

二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2 預金の設定及び有価証券の購入等の運用に当たっては、原則として、市場状況等により入札の実施が取引条件に不利になることが見込まれる場合を除き、取引金融機関、証券会社に対する引合いによる入札制とする。

3 運用担当者は、前条第2項の再処理等積立金積立請求書（様式第1）の写しの回付を受けたときは、前項の規定に基づき預金として運用する金額については、入札又は引合の実施後、稟議書を作成し理事長の決裁を得て約定を行うものとする。運用担当者は落札した取扱金融機関に対して預金種別、金額、期間、利率及び設定予定日等を通知するとともに、約定内容を記載した再処理等定期預金設定連絡票（様式第5）を作成し、業務担当者に回付するものとする。

4 業務担当者は、前項の預金設定の約定を行った取扱金融機関から当該預金に係る計算書を受領したのち、その内容が再処理等定期預金設定連絡票（様式第5）と合致していることを確認のうえ、所属上長の検印を受けるものとする。

5 業務担当者は、再処理等定期預金設定連絡票（様式第5）の写しを本法人総務部経理課長（以下「経理課長」という。）に回付して資金決済手続きを依頼するものと

- し、経理課長は決済金額を再処理等定期預金設定連絡票（様式第5）の写しと照合のうえ、送金手続きをとるものとする。
- 6 業務担当者は、定期預金設定日に取扱金融機関より預金証書又は通帳を受け取り、その内容が再処理等定期預金設定連絡票（様式第5）と合致することを確認するものとし、確認後、運用担当者は再処理等定期預金設定連絡票（様式第5）に基づき、再処理等定期預金取引管理簿（様式第6）及び再処理等預金残高管理簿（様式第7）に必要事項を記入して所属上長の検印を受けるものとする。
 - 7 運用担当者は、第2項の規定に基づき有価証券として運用する金額については、入札又は引合の実施後、稟議書を作成し理事長の決裁を得て約定を行うものとする。運用担当者は、落札した証券会社に対して有価証券の銘柄、額面、受渡日、約定利回り、約定単価等を通知するとともに、約定内容を記載した再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）を作成し、業務担当者に回付するものとする。
 - 8 業務担当者は、前項の有価証券の買付約定を行った証券会社から当該有価証券に係る取引報告書を受領したのち、その内容が再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）と合致していることを確認のうえ、所属上長の検印を受けるものとする。また、当該約定後速やかにその取引内容を証券管理を委託する金融機関（以下「証券口座管理機関」という。）に通知するものとする。
 - 9 業務担当者は、再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）の写しを経理課長に回付して資金決済手続きを依頼するものとし、経理課長は決済金額を再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）の写しと照合のうえ、送金手続きをとるものとする。
 - 10 運用担当者は、当該再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）に基づき再処理等有価証券取引管理簿（様式第9）に必要事項を記入し、所属上長の検印を受けるものとする。
 - 11 業務担当者は、後日、証券口座管理機関より取引明細表及び残高明細表の送付を受けたのち、その内容が再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）と合致していることを確認する。
 - 12 業務担当者は、積立金の取戻しに応じるため、有価証券の売却が必要と認められる場合には、特定実用発電用原子炉設置者より提出を受けた再処理等積立金取戻請求書（様式第12）の写しを運用担当者に回付し、取戻日、取戻金額を通知するものとする。
 - 13 運用担当者は、前項の通知があった場合には、有価証券の売却入札を実施し、入札実施後、稟議書を作成し、理事長の決裁を得て約定を行うものとする。運用担当者は、落札した証券会社に対して有価証券の銘柄、額面、受渡日、約定利回り、約定単価等を通知するとともに、約定内容を記載した再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）を作成し、業務担当者に回付するものとする。
 - 14 業務担当者は、前項の有価証券の売付約定を行った証券会社から当該有価証券

に係る取引報告書を受領したのち、その内容が再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）と合致していることを確認のうえ、所属上長の検印を受けるものとする。また、当該約定後速やかにその取引内容を証券口座管理機関に通知するものとする。

1 5 業務担当者は、再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）の写しを経理課長に回付して資金確認手続きを依頼するものとし、経理課長は、決済日当日、受領決済金額が再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）の写しと合致していることを確認するものとする。

1 6 運用担当者は、再処理等有価証券売買約定連絡票（様式第8）に基づき再処理等有価証券取引管理簿（様式第9）に必要事項を記入し、所属上長の検印を受けるものとする。

1 7 業務担当者は、後日、証券口座管理機関より取引明細表及び残高明細表の送付を受けたのち、その内容が再処理等有価証券売買約定連絡票（様式8）と合致していることを確認する。

1 8 運用担当者は、毎月末、再処理等有価証券残高管理簿（様式10）を作成し、所属上長の検印を受けるものとする。

（積立金の利息）

第6条 本法人は、前条に規定する積立金の運用により、運用利益金および差損が発生した場合は、当該運用利益金から当該差損を控除した額（以下、「利息払渡金」という。）を、原則として、利息払渡金を得た日の属する月の翌月5営業日までに、当該利息払渡金につき権利を有する特定実用発電用原子炉設置者に対し払い渡すものとする。

2 本条で規定する運用利益金とは、下記のとおりとする。

- 一 運用有価証券より得た利息額（未収額は除く）から当該運用有価証券の購入時に発生した経過利息額を除いた額
- 二 預金の利息額（未収額は除く）
- 三 運用有価証券の満期償還時及び満期前売却時の差益額
- 四 その他運用による差益額

3 本条で規定する運用による差損とは、以下のとおりとする。

- 一 運用有価証券の満期償還時及び満期前売却時の差損額
- 二 その他運用による差損額

4 運用担当者は、本条で規定する運用利益金及び運用による差損について発生の都度、発生年月日及び発生金額等を業務担当者に通知するものとする。通知を受けた業務担当者は、再処理等積立金事務処理管理簿（様式第2）及び再処理等積立金管理簿（様式第3）に必要事項を記入し、所属上長の検印を受けるものとする。

5 業務担当者は、前項の規定により作成した再処理等積立金管理簿（様式第3）よ

り、利息払渡金を把握するものとする。

- 6 業務担当者は、利息払渡金の月間の累計額について、稟議書を作成し、理事長の決裁を得たのち、経理課長に対して特定実用発電用原子炉設置者が指定する取扱金融機関の預金口座に対して振り込みを行うよう依頼するものとする。
- 7 経理課長は、再処理等積立金管理簿（様式第3）の利息払渡金を確認のうえ、送金手続きをとるものとする。
- 8 業務担当者は、利息払渡金を特定実用発電用原子炉設置者に払い渡したことを確認した後、再処理等積立金管理簿（様式第3）に必要事項を記入して所属上長の検印を受けるとともに、稟議書を作成し、理事長の決裁を得たのち、再処理等運用利益金払渡通知書（様式第11）を特定実用発電用原子炉設置者宛て送付するものとする。

（積立金の取戻し）

- 第7条** 再処理等業務規程第13条第1項に規定する特定実用発電用原子炉設置者からの請求は、原則として積立金の取戻日の5営業日前までに、特定実用発電用原子炉設置者に再処理等積立金取戻請求書（様式第12）に法第7条第2項に定める経済産業大臣の承認を受けたことを証する書面の写しを添付して本法人に提出させることにより行わせるものとする。
- 2 前項の請求があったときは、業務担当者は、提出書類の内容を点検のうえ、供覧書を作成し、理事長に供覧するものとする。また、再処理等積立金取戻請求書（様式第12）の内容を確認のうえ再処理等積立金事務処理管理簿（様式第2）に必要事項を記入し、所属上長の検印を受けものとする。
 - 3 業務担当者は、再処理等積立金取戻請求書（様式第12）の写しを経理課長に回付し、実用発電用原子炉設置者が指定する取扱金融機関の預金口座に対して振り込みを行うよう依頼するものとする。
 - 4 経理課長は、供覧書及び再処理等積立金取戻請求書（様式第12）の取戻金額を確認のうえ、送金手続きをとるものとする。
 - 5 業務担当者は、積立金を特定実用発電用原子炉設置者に払い戻したことを確認した後、再処理等積立金管理簿（様式第3）に必要事項を記入して所属上長の検印を受けるとともに、稟議書を作成し、理事長の決裁を得たのち、再処理等積立金払戻通知書（様式第13）を特定実用発電用原子炉設置者宛て送付するものとする。

（積立金及び運用資産の個別管理）

- 第8条** 本法人は、法第3条の規定により積み立てられる積立金及び法第7条の規定により取り戻される額について、積立て及び取戻しを行う特定実用発電用原子炉設置者ごとに把握し管理しなければならない。

- 2 第5条の規定により運用された資産については、当該資産の運用計画を策定した時点（運用計画を修正したときには修正した時点）での特定実用発電用原子炉設置者ごとの運用額を一括運用し、特定実用発電用原子炉設置者ごとに把握し管理するものとする。

（取り戻された積立金の支出確認）

第9条 本法人は、再処理等業務規程第14条に定める支出確認について、毎事業年度終了後速やかに特定実用発電用原子炉設置者より当該年度の支払いに係る領収書又は支払証憑類及びその他支出確認に必要な関係書類の提出を受けて実施し、原則として5月31日までに終了するものとする。

- 2 業務担当者は、支出確認業務を終了後、確実に再処理等業務の実施に必要な費用に支出されたことを確認のうえ、その旨の報告の稟議書を作成し、理事長の決裁を得た後、特定実用発電用原子炉設置者に対して再処理等業務に係る支出確認終了通知書（様式第14）を送付し、再処理等積立金支出確認管理簿（様式第15）に必要事項を記入するものとする。

（積立金の引渡し）

第10条 業務担当者は、本法人が経済産業大臣から法第18条第1項に基づく指定の取り消しの通知を受けた場合において、特定実用発電用原子炉設置者等の積み立てた積立金がおお存在するときは、速やかに、特定実用発電用原子炉設置者等ごとに引渡し額を確認し、理事長の決裁を得た後、再処理等積立金事務処理管理簿（様式第2）に必要事項を記入するものとする。

（経理課への通知）

第11条 業務担当者は、前条までに定めるもののほか、出納管理に関することについて、経理課長に発生の都度、通知するものとする。

（残高の照合等）

第12条 業務担当者は、毎事業年度各四半期末において、取扱金融機関等に対して預金残高証明書及び債券残高証明書等の送付を求め、これを関係帳票と照合のうえ、特定実用発電用原子炉設置者等ごとの再処理等運用残高報告書（様式第16）を作成して、当該証明書及び関係帳票の写しを添付し、経理課長に提出する。

- 2 経理課長は、再処理等運用残高報告書（様式第16）に基づいて特定実用発電用原子炉設置者等ごとの再処理等積立金残高報告書（様式第17）を作成し、理事長の決裁を経て、原則として残高証明日の20日後までに特定実用発電用原子炉設置者等に送付するものとする。

(特定実用発電用原子炉設置者等との関係)

第13条 業務担当者は、特定実用発電用原子炉設置者等から再処理等業務規程第27条第2項各号に掲げる事項について通知があったときは、再処理等積立金事務処理管理簿（様式第2）に必要事項を記入し、所属上長の検印を受けるものとする。

(経理処理)

第14条 積立金に関する経理は、他の経理と区分して整理し、別に定める本法人の会計規程に準拠して処理するものとする。

(管理費の額)

第15条 再処理等業務規程第25条に基づき特定実用発電用原子炉設置者等から申し受ける管理費の額は、再処理等資金管理業務の実施に要する経費の総額とする。

2 前項の管理費については、毎事業年度、特定実用発電用原子炉設置者等に対して、再処理等管理費支払請求書（様式第18）に、再処理等業務規程第3条に基づく経済産業大臣に対する認可申請書、認可書及び認可を受けた収支予算書の写しを添付して、原則として4月10日（当該日が金融機関の休日に当たる場合はその前営業日）までに請求するものとし、原則として4月30日（当該日が金融機関の休日に当たる場合はその前営業日）までに特定実用発電用原子炉設置者等より申し受けるものとする。なお、予算認可が遅れた場合及び予算変更による管理費の増額を行う場合は、別途、特定実用発電用原子炉設置者等と協議する。

3 管理費に未執行分が生じた場合には、毎事業年度終了後、7月10日（当該日が金融機関の休日に当たる場合はその前営業日）までに特定実用発電用原子炉設置者等に返戻するものとする。

(業務の検査)

第16条 本法人の理事長は、毎事業年度終了の都度及び必要と認めるときに、積立金に係る再処理等資金管理業務の執行状況について、本法人の職員（資金管理業務部に属する者を除く。）を指名して検査をさせることができるものとする。

附 則

この細目は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年2月1日から施行する。

別表

I 有価証券の保有に係る運用制限

1. 保有可能な有価証券の範囲

有価証券の種類	運用制限
国債	なし。
地方債	指定格付機関のいずれかに、脚注の符号(1)以上の格付を付与されたものであること。
特別の法律により設立された法人の発行する債券(下段に掲げる債券に該当するものを除く。)	政府が保証するもの。 または、指定格付機関のいずれかに、脚注の符号(1)以上の格付を付与されたものであること。
特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券	指定格付機関のいずれかに、脚注の符号(1)以上の格付を付与されたものであること。
社債	① 指定格付機関のいずれかに、脚注の符号(1)以上の格付を付与されたものであること。 ② 新株予約権付社債券は含まないこと。 ③ 同一の者が発行する社債券(一般担保付社債券を除く。)で運用する積立金の額は、社債券で運用する積立金の総額の100分の20を超えないこと。

2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応

取得後に全ての指定格付機関による格付が脚注の符号（１）未満となった債券については、上記「１．保有可能な有価証券の範囲」で定める運用制限にかかわらず、速やかに理事長まで報告を行い、売却を行うか保有するか、総合的に判断し、稟議承認を得る。全ての指定格付機関による格付が脚注の符号（２）未満となった場合には、原則として売却を行うものとする。なお、売却の際の手続き等については、第５条第１３項から第１７項までの規定に準ずるものとする。

上記の結果については、再処理等積立金運用委員会に報告する。

３．保有銘柄の格付廃止時の対応

取得後に全ての指定格付機関による格付が廃止された債券については、上記「１．保有可能な有価証券の範囲」で定める運用制限にかかわらず、速やかに理事長まで報告を行い、売却を行うか保有するか、総合的に判断し、稟議承認を得る。継続して保有することとした場合には、当該債券の信用リスク等を適切に評価・管理するとともに、毎事業年度、引き続き保有するか否かを再処理等積立金運用委員会の意見を聴いた上で判断し、理事長の稟議承認を得るものとする。

なお、売却を行う場合の手続き等については、第５条第１３項から第１７条までの規定に準ずるものとする。

４．保有有価証券の売却

保有している有価証券は、原則として償還期日前の売却は行わないものとする。ただし、上記２、３及び短期資金運用のための現先取引に伴う売却はこの限りではない。

Ⅱ 金融機関等への預金に係る運用制限

１．預金できる金融機関

金融機関の種類	制限
銀行	指定格付機関のいずれかに、短期格付が脚注の符号（３）以上の格付を付与された銀行であること。
株式会社商工組合中央金庫	なし。
農林中央金庫	なし。
全国を地区とする信用金庫連合会	なし。

２．金融機関の短期格付引下げ時の対応

金融機関への預金については、全ての指定格付機関による短期格付が脚注の符
(3) 未満となった場合には、原則解約することとする。

Ⅲ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18 年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託に係 る運用制限

法第14条第1項第3号に規定する金銭信託は、運用対象を上記Ⅰ及びⅡに示し
た範囲内に指定したものに限る。

(注) 指定格付機関とは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令
第5号）第1条第13号の2の規定に基づき、金融庁長官が有効期間を定めて指定
した下記の格付機関をいう。

指定格付機関	符号（1）	符号（2）	符号（3）
① 株式会社格付投資情報センター	AA-	A-	a-2
② 株式会社日本格付研究所	AA-	A-	J-2
③ ムーディーズ・インベスターズ・ サービス・インク	A a 3	A 3	P-2
④ スタンダード・アンド・プアーズ・ レーティングズ・サービスズ	AA-	A-	A-2
⑤ フィッチレーティングスリミテッド	AA-	A-	F-2